

規制の事前評価書

令和 6 年 2 月
国家公安委員会・警察庁

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律

規制の名称：保管場所標章に関する規定の削除

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁交通局交通規制課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

現行の自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）において、警察署長は、自動車の保管場所を確保していることを証する書面（以下「保管場所証明書」という。）を交付したとき及び保管場所証明書に相当するものとして、道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所を確保していることを証明する旨の通知を行ったとき並びに軽自動車である自動車の保管場所の位置等に係る届出等を受理したときは、当該自動車の所有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について標示する保管場所標章を交付しなければならないこととされており、また、当該保管場所標章の交付を受けた者は、当該自動車に当該保管場所標章を表示しなければならないこととされている。

保管場所標章は、駐車環境の深刻な悪化等を背景に、現場の警察官又は交通巡視員（以下「現場警察官等」という。）が、自動車の保管場所の有無、位置等についての調査を簡便かつ迅速に行うことができるようにするとともに、自動車の保管場所がどの行政区画及び警察署の管内に確保されているかを、外形的に第三者に明らかにすることにより、自動車の所有者に真正な保管場所の確保を心理的に動機付けることを目的として、平成2年に創設されたものである。

しかし、令和6年2月現在、保管場所情報は自動車登録番号又は車両番号とひも付く形でデジタル化され、システムを通じて全国網羅的な照会が可能となり、従来のような、保管場所標章を交付した警察署に対する照会よりも簡便・迅速な調査が可能となったことから、現場警察官等が保管場所の有無・位置等についての調査を行うために保管場所標章を活用する必要性が低下している。また、法違反の検挙件数が平成2年に3万4,985件であったところ、令和4年には943件まで減少するなど、保管場所を確保しなければならないという意識は国民に十分に定着している。

ここで、仮に、本改正を行わないこととした場合は、自動車の保有者による保管場所標章の交付手数料の支払いや、警察署における保管場所標章の交付に係る事務が引き続き必要となる。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

1 ①のとおり、引き続き、保管場所標章制度に関する規定を維持することとした場合は、自動車の保有者による保管場所標章の交付手数料の支払いや、警察署における保管場所標章の交付に係る事務が引き続き必要となる。

【規制緩和の内容】

1 ①のとおり、創設当時に想定されていた上記の保管場所標章の目的は、今や保管場所標章によらずとも達成されていると考えられることから、保管場所標章制度に関する規定を削除し、保管場所標章を廃止することとする。

なお、本改正は、自動車の保管場所を確保する手段としての保管場所標章制度に関する規定を削除するにとどまり、保管場所制度そのものに変更を加えるものではない。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本改正に伴う遵守費用の発生は想定されない。

他方、本改正により、自動車保有関係手続のワンストップサービスを担うシステムを一部改修する必要があり、一定の行政費用の発生が想定される。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す

ることが求められる。

本改正に伴い、モニタリングの実施等による行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正により、保管場所関係手続の全てをオンラインで完結させることが可能となり、国民の利便性の向上が図られるほか、保管場所標章の交付手数料の廃止により国民の経済的負担が軽減される上、警察署における保管場所標章の交付に係る事務負担も軽減されることとなる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

3⑤のとおり、本改正により、保管場所関係手続の全てをオンラインで完結させることが可能となり、国民の利便性の向上が図られるほか、保管場所標章の交付手数料の廃止により国民の経済的負担が軽減される上、警察署における保管場所標章の交付に係る事務負担も軽減されることとなる。

保管場所標章の交付手数料については、令和4年中の保管場所標章の交付件数が約800万件であり、保管場所標章の交付手数料の金額は各都道府県の条例で定められているところ、例えば、警視庁の場合は1件につき500円とされている。これらの数値を用いて試算すると、全国で年間約40億円の国民の経済的負担が削減されることとなる。

その他については、便益を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生して

いることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正により削減される遵守費用額は保管場所標章の交付手数料であり、3⑥のとおり、令和4年中の保管場所標章の交付件数と警視庁の保管場所標章の交付手数料を基に試算した場合、年間約40億円の遵守費用額が削減されることとなる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

2③のとおり、本改正による遵守費用の発生は想定されないが、一定の行政費用の発生が想定される。

他方、3⑤のとおり、本改正により、保管場所関係手続の全てをオンラインで完結させることが可能となり、国民の利便性の向上が図られるほか、保管場所標章の交付手数料の廃止により国民の経済的負担が軽減される上、警察署における保管場所標章の交付に係る事務負担も軽減されるという効果がある。これら全ての効果を金銭価値化することは困難であるが、3⑦のとおり、

本改正により、年間約 40 億円の遵守費用額が削減されると想定される。
したがって、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、保管場所制度そのものを廃止することが想定される。

【費用】

・ 遵守費用

代替案に伴う遵守費用は発生しない。

・ 行政費用

自動車保有関係手続のワンストップサービスを担うシステムにおいて保管場所関係手続の全てを廃止するシステム改修が必要になるため、保管場所標章制度の廃止に要するシステム改修費用を上回る行政費用が発生する。

【効果】

自動車の保有者による保管場所標章の交付手数料の支払いや、警察署における保管場所標章の受領に係る事務が不要となるだけでなく、保管場所証明の申請手続が不要となることにより、自動車保有手続が簡略化され、国民の利便性の向上が図られるほか、申請手数料が廃止され、国民の経済的負担が軽減されるといった効果が生じることとなる。

他方、令和 4 年になされた約 700 万件の保管場所証明の申請のうち、約 1 万 5 千件で適正な保管場所が確保されていなかったところ、保管場所制度そのものを廃止した場合、こうした不適切な場所で保管される自動車の存在を警察が把握し、是正する機会が失われ、不適切な場所で保管される自動車が増加するおそれがある。保管場所制度そのものを廃止することにより、道路上の場所以外の場所に保管場所を確保する義務がなくなった場合、駐車場等の適切な保管場所を確保せずに道路上で保管される自動車が増加することが見込まれるなど、道路交通の安全と円滑を害するおそれがある。

【規制案と代替案の比較】

規制案と代替案を比較すると、代替案は規制案を上回る行政費用が発生する上、道路交通の安全と円滑を害するおそれがある。

したがって、代替案を採用することは適当ではなく、本改正は妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本改正の検討段階において、一般社団法人日本経済団体連合会等の関係団体から保管場所標章の廃止を求める要望を受けた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 虚偽申請等による法違反の検挙件数